

広島県立

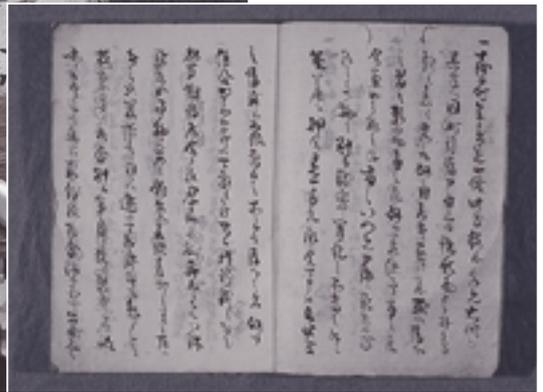
もんじょかん

文書館だより

HIROSHIMA PREFECTURAL ARCHIVES NEWS

NO.19

2002.1



文化11年の十四日町役方年誌
町年寄交替の際に前任者から帳面類を引き継ぐ
よう指示されている。

青木茂氏旧蔵文書と「尾道町年誌」

青木茂氏（一九四年没）は社会経済史・地方史の研究
者として知られ、『尾道市史』（旧版、全三巻）、『新修尾
道市史』（全六巻）などの著者でもある。青木氏は、生
前、史料の調査収集に努め、各方面から多くの古文書を
入手している。これらの古文書は氏の没後、岡山県の金
光図書館に架蔵されていたが、昨年七月、青木氏の御遺
族の了解を得て、当館に寄贈の手続きがとられた。

ここに紹介する史料は、江戸時代の尾道町で作られた
記録である。その年代は元禄から嘉永まで一五〇年以上
に亘る。「年誌」という表題を付けられた史料が多く、
仮に「尾道町年誌」と総称する。近世尾道町の研究にと
って不可欠な基礎的史料のひとつである。

江戸時代の尾道町は、土堂町・十四日町・久保町の三
町から成り、それぞれに一名ずつ計三名の年寄が置かれ
ていた。「尾道町年誌」の大半を占めるのは、この三町
のうちのひとつ十四日町の年寄が役務上作成した公的記
録である。その記載内容は、町年寄が役目として町奉行
所とやりとりした文書類（触書・通達・上申文書など）
の控が中心であり、典型的な「御用留」である。

町年寄が作成するこれらの年誌は、年寄が交替する
きに前任者から後任者に引き継がれて年々蓄積されてい
き、最後は幕末に十四日町年寄の職にあった橋本家に伝
来することになった。青木茂氏は、旧「尾道市史」を執筆
中の昭和十四年（一九三九）に橋本家からこれらを譲り受
け、元の所有者の名にちなんで「橋本年誌」と名づけた。
しかし前述のように、これらは橋本家の記録ではなく町
年寄の公的記録である。実際、「年誌」の作成者は橋本
家の先祖歴代ではなく、歴代町年寄である。そこでここで
は「尾道町年誌」と総称することにした。（長沢洋）

平成十三年度行政文書古文書保存管理講習会

今年度の保存管理講習会は、十一月十九日に情報プラザと県立文書館を会場に開催された。午前中に神奈川県立公文書館の樋口雄一氏の講演「公文書等の保存管理と市町村ネットワーク」が行われ、午後は行政文書と古文書の分科会が開かれた。五六市町村から一四名（行政文書分科会五八名、古文書分科会五六名）が参加した。なお、講習会後、後掲のとおり広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会の設立総会が開かれた。

講演会

樋口氏は公文書の性格を「あらゆる情報の集積データバンク」と位置付け、それを「市民の共有財産」として市民に提供して社会発展の原動力とするのが「情報公開の精神」だとする。その公文書保存の歴史について氏は、神奈川の古文書所蔵者二五〇〇軒の実数をあげ、「日本ほど地域の土地・税関連の資料など文書が保存された国はない」と日本の公文書保存の伝統を評価し、残された文書は「世界遺産」に値するものであるという。だからこそ全国で公文書を体系的に保存する必要があるが、都市化の進展や電子化、及び市町村合併による公文書保存の危機が迫っており、「住民の資料である自治体公文書をどう残していくか」が緊急の課題だと指摘する。

また、公文書を保存する上での選別とその評価基準の重要性を指摘し、神奈川県立公文書館での豊富な実務経験から、「戸籍・カルテ・人事記録」など「個としての人間記録」を第一とする実践的な評価基準を示した。また、「保存年限は役所の作った基準であり、たとえ一年保存でも基地の着艦訓練に対する苦情文書など住民にとって大切なものは残すべき」とし、年限規定にとられない選別の必要性を説いた。

最後に市町村の協議会結成について触れ、公文書保存のマニュアルを作った埼玉（埼玉県）の事例を紹介した。また、住民の公文書利用を通じて住民の行政組織へと役所を転換していくこと、今後数年間の大きな変化に対してとまどって対処することが必要であると指摘した。文書が電子化で消えていくという事例や、原子力潜水艦の入港通知記録が、情報公開後にはメモとされ、公文書として扱われなくなった事例など、豊富な選別経験から生まれる具体的な話に参加者はひき込まれた。選別基準の具体例も「参考になった」との声が多く聞かれた。樋口氏の主張は、「情報の集積データバンク」としての公文書について、その価値に住民自身が気付き、住民自らの公文書利用を原動力とした保存と活用の新たな

伝統を作っていくことを提唱したものと見える。

行政文書分科会

広島県総務企画部管理総室文書法制室の若林清美専門員が「県庁LANと新しい文書管理システム」と題して県庁における文書電子化の現状を報告した。概要は次のとおり。

広島県では平成九年三月に「広島県行政情報化計画」が策定され、文書事務の電子化が基本的方向として確認された。平成十一年三月には「文書管理システム基本計画」により収受・起案から廃棄に至る文書管理の電子化が具体的に計画され、平成十四年度からの本格運用に向け、現在、経過運用が行われている。

この新しい文書管理システムは、収受・起案・回議・決裁・施行という一連の流れを全て県庁LANで行えるようにするものである。それらの情報は文書管理データベースに蓄積され、検索、引用も可能となる。また、種々の目録が自動的に作成可能となり、引継ぎ、廃棄、文書館への引渡しなど文書のライフサイクル管理に利用される。

ただし、ペーパーレスが一挙に実現するわけではない。電子決裁は、決裁すべき文書が全て電子化されていない場合には、起案文書には紙文書（たとえ



講演する樋口氏



行政文書分科会

ば申請書）が添付されるケースが多い。したがって、このようなケースでは、コンピュータ上で起案した文書を紙に出力し、従来どおり紙文書に押印する方法で回議・決裁を行うことになる。電子決裁は将来的にはともかく、当面はそれほど多くはないと見込まれる。先進自治体でも電子決裁は数%にすぎず、当面広島県も決裁の九十数%は紙決裁になると予想している。

若林氏は、コンピュータ画面をプロジェクターで投影して、実際の操作を行いながら説明を加えた。県庁電子化のイメージを参加者が持てたのではないかと、県庁の電子化と文書管理システムがよくわかったという感想が多く参加者から聞かれた。



「古文書の取扱い方と装備」の実演

〔古文書分科会〕

二会場に分かれて開催された。文書館閲覧準備室では、長沢 洋副主任研究員が古文書実務者（一三名参加）を対象に「古文書の取扱い方と装備」というテーマで、当館での方法を実演しながら、参加者と意見交換を行った。

文書館研修室では、西村 晃副主任研究員が「古文書所在調査と市町村ネットワーク」と題して概略次のように報告した。

戦後の広島県内の古文書所在調査は、文部省科研費を得た「近世庶民史料調査委員会」による全国調査（県教育委員会社会教育課が担当）に始まり、昭和三十九〜四十一年度の県立図書館による「広島県内所蔵資料調査」等を経て、昭和四十三〜四十五年度には「広島県史編さん事業」の開始にともない大規模な古文書所在調査が実施された。この調査では大きな成果を得ることができた反面で、

悉皆調査にはほど遠く、また、古文書保存の面では反省すべき点も多かった。

昭和六十三年には県立文書館が開館し、翌年から二名の地方調査員（平成六年度からは文書調査員と改称し、一八名に増員）を委嘱し、古文書の所在確認と保存啓発活動を行っているが、いまだ体系的な地域資料の所在調査を行えないままである。

今年度は、「広島史料ネット」も発足し（「文書館だより」第一八号既報）、「広文協」も設立されることから、実務研修等を行いつつ、地域資料の保存と活用に向けて、市町村とも連絡を取り合い、協力を図りたい。

広文協発足 11月19日に設立総会開催

広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会（広文協）の設立総会が十一月十九日に広島県情報プラザで開催され、六七の市町村と県立文書館が加入して発足した。この協議会は、事務局を広島県立文書館に置き、公文書等（行政文書及び古文書の保存・活用に）関し、市町村が連携を取ることを目的とする。事業として、①研究会の開催、調査・研究、②諸資料の収集・配布、情報の交換、③機関誌等の刊行などを行うとしている。

広文協の組織化は、平成十年年度の行政文書・古文書保存管理講習会での県立文書館からの提案に始まり、その後市長会や町村会との協議、各市町村との協議を経て、平成十三年六月に準備会が開催され、今回の発足に至ったものである。

設立総会では、設置要項及び会則を決定し、年会費として市は五〇〇〇円、町村は三〇〇〇円とすることを決定し、役員（理事・監事）を選出した。総会後の理事会で、会長・副会長が互選された。初年度の役員は次のとおり（敬称略）。

会長 広島県立文書館長 道重哲男
副会長 広島市公文書館長 舩田時男
理事 呉市史編纂室主査 津田文夫
福山市市政情報課長 片岡静子
三次市総務課長 仁井康雄

山県郡千代田町教委文化係 主任 六郷 寛
豊田郡本郷町総務課長 伊藤勝也

監事 安芸郡府中町総務部総務課 主任主事 豊田吉秀
安芸郡江田島町総務課長 川上 彪

なお、総会及び理事会で、今年度中の事業として、市町村史編さんの実務に関する見学研修、古文書の収集・整理に携わる職員へのミニ研修会を予定することが確認された。また、理事会では、合併にともなう公文書廃棄への対応、公文書の電子化問題への対応を急ぐべき、との

意見が出された。これについては、来年度早々に開催する総会とあわせて研修・協議の場を設定する方向で検討することになった。

他県の状況をみると、神奈川、埼玉、千葉、新潟、茨城、群馬、長野、富山などの諸県で広文協と類似の協議会が組織されている。これらの協議会は、地域史料の保存・活用に向け、会誌の発行、総会、講演会、研修会などを定期的に行い、一定の成果をあげている。広文協はこれらに続くもので、西日本では初の組織である。市町村合併や文書の電子化など緊急の問題に市町村が直面している中、県内市町村の大半を会員とする広文協が組織され、市町村自らが主体的に課題を解決する場を持った意義は少なくない。



広文協設立総会 選出された役員の紹介

文書館のしくみ③
行政文書の評価・選別と目録作成

とさらに大変
 です。しかも、
 文書には物価

県庁の業務は「文書によって始まり文書によって終わる」といわれるように(文書主義)、業務を遂行するため文書は収受・作成されます。ですから、作成される文書の量は職員の数と仕事の量に比例するといつてよいでしょう。

多数の職員により年々膨大な量の文書が作成されるので、統一的な文書管理が要求されます。そのため広島県では、県庁全体で文書分類表が定められ、各室はそれに基づき毎年ファイル管理表を作りまします。それによりファイルの題名、分類記号、保存年限(一年・三年・五年・一〇年・長期)などが決まります。

事務室には常用文書を除けば、前年と当年の文書のみが置かれ、完結後二年目からは文書法制室の書庫で保存されまします。

文書は保存年限が過ぎると廃棄されましますが、その前に文書館が評価・選別を行い、歴史資料として重要なものは文書館に引き継がれます。

評価・選別は文書館の職員にとって大変困難な仕事です。対象となる文書を理解するためには、文書が作成されるバックグラウンドである県庁のそれぞれの業務について知る必要があります。各業務の重要度を測ることも必要です。文書に含まれている情報の価値判断までするとなる

のように共通の価値尺度があるわけではありませぬ。一〇〇点満点の評価・選別は不可能です。なるべく少量の文書により、県行政の姿(そこに反映される県民の歩み)をなるべく豊かに後世に伝えること、これが努力目標となります。

そのため細かな評価・選別基準の策定が課題となっています。これとは別に当館が採用している試みとして、五年ごとに多数の文書を保存するとともに、業務の流れや手続を示す文書をサンプルとして保存するようにしています。また、印刷された資料は重要度を判断せず、悉皆保存することにしています。

評価・選別は一度きりの作業でなく、文書完結後三〇年経過した時点で再度行います。時間の経過によって、文書の歴史的価値が判断しやすくなるという考えです。そこで保存することになった文書については、検索手段として、簿冊目録、概要目録及び件名目録を作成し、閲覧・利用に供します。

なお、行政文書には、個人のプライバシーを侵害するなどの理由で公開することができないものもあります。公開可否は行政文書等利用除外基準に基づいて判断します。

(安藤福平)



県庁の第一書庫 A室



県庁書庫での行政資料抜き取り作業

年間作成文書量

県庁で1年間に作成される文書の量は膨大です。平成8年度に総務課(現文書法制室)が引き継いだ文書の量は、段ボール・B4・B5・A4合わせて11,570個 その容積は83,534,049cm³ これらをすべてA4の文書整理ケースに収めるとすると総延長が1,147m(広島市・基町クレドビルの7.6倍) 1冊6cmとすると、19,111冊 重量は推定30トン (ただし、本庁知事部局と企業局のみの数値。1年保存など総務課に引き継がない文書もあるので作成文書はさらに多くなります。)

行政文書検索のコツ

行政文書に含まれている情報は、いずれも何らかの県の業務とのかかわりで発生したものです。したがって、自分の求める情報がどの業務と関係あるかを推定します。次に、その業務の担当課(室)を推定します(課の変遷表と事務分掌表が手がかりになります)。課(室)を特定できれば、年度、表題などでさらに対象を絞り込み、該当する可能性のある簿冊について概要目録や件名目録で確認します。



松本市文書館

「他館の紹介」

松本市文書館

ぶんしよかん

松本市文書館は、上高地・乗鞍高原方面への交通ルートとして知られる松本電鉄上高地線の「北新地」駅から徒歩十分の場所にある。開館は平成十年十月一日。長野県内では最初の文書館であり、市レールの文書館として全国的にも注目されている館である。

同館が特に注目される理由は、市史の編さんから文書館の設立まで、きわめて計画的に事業が実施され、館の設立をみた点にある。松本市史の編さん事業は、平成元年四月から始まり、全五巻一冊を刊行して同十年三月に完了した。編さん事業は、当初からの計画を厳守する形で進められ、しかも、事業開始に当

たって策定された市史編さん大綱では、編さんの基本方針として、「収集された史資料は市民が活用できるように保存管理し、将来の市民のために伝えることができるように配慮する」ことが明記されていた。つまり、収集した史料を文書館的施設で保存・活用することが、当初から計画されていたのである。

事実、松本市史の編さんが始まってわずか九年六月で、文書館は設立された。館の名称は「松本市文書館（ぶんしよかん）」と称する。市レベルでは、公文書館（こうぶんしよかん）と称する所が多いが、個人所蔵の史料を収蔵していることなどを考慮して付けたとされている。ちなみに広島県立文書館は「もんじよかん」であるが、その理由は、選別移管される行政文書も含め、歴史資料もしくは将来歴史資料となる文書を収蔵する機関であるとの意を込めているためである。呼称の不統一さは、文書館界が抱える一つの懸案事項といえよう。

さて、施設の概要であるが、建物は松本市の旧芝沢支所の庁舎を再利用している。新築施設ではないが、建物全体が文書館施設という、いわゆる独立館である。玄関を入ると、すぐ正面に閲覧コーナーがある。ここには、市町村史を中心とした図書類が配架されており、地元の郷土史団体である信濃史学会から寄託された雑誌類約六〇〇冊も閲覧できるようなっている。また、『松本市史』の販

売も行っているほか、文書館が発行している史料目録や『松本市史研究』なども販売している。一階には、これとは別に研究閲覧室があり、一般の来館者が通常利用できるのは、この二室である。

二階部分はすべて文書史料の保存スペースとなっている。同館が収蔵する主な文書史料としては、市史編さんの過程で撮影収集した複製資料約七万七〇〇〇点と、旧役場文書約七万四〇〇〇点、寄贈・寄託された古文書約二万六〇〇〇点（うち二万点は初代松本市長の小里氏関係文書）があり、他に、松本市に合併された旧一五か村の旧公図と土地台帳約一七〇〇冊などがある。このうち、複製資料については、大半が近世文書であり、A5判に紙焼きされ、所蔵者別に分類保存されている。これらは、市史編さんの



古文書の保管状態

ために収集されたものであるため、文書館の開館に当たって、改めて所蔵者から閲覧・複写の許可をとり、利用に供されている。また、旧役場文書については、合併が行われた昭和二十九年まで（村によっては四十九年まで）の一六市町村分があり、旧役場ごとに年代順に配架・保存し、利用に供されている。

市史編さん室時代には、市民に開かれた市史編さんを目指し、『市史編さんだより』は毎月二回ずつという精力的なペースで発行されたが、その姿勢は文書館開館後も継続され、『文書館だより』は三か月に一回の割合で発行され続けている。このほか、各種講座や講演会なども開催され、普及活動も活発である。

松本市文書館は、市の文書館としては、全国で一六館目の開館である。市町村レベルの文書館が全国的に根付いていくには、まだ相当の年月を要すると思われるが、市町村史の編さん事業自体は今日も全国各地で盛んに行われている。編さんのために収集・移管された史料を、事業終了後にどうするのかという点は、比較的多くの市町村が一度は検討する問題である。本来これらの史料は、編さん後も適切に保存管理し、幅広くかつ永続的に活用されるよう、必要な措置を講じるべきであり、多くの市町村にとって、同館の事例は大いに参考になるとと思われる。

（西向宏介）

【収蔵文書の紹介】

はじめ
村上式資料

村上式資料は、故村上式氏（一九〇八年〜二〇〇〇年）が職業生活、私生活を通じて入手、蓄積したもので、同氏の死去にともない、遺族から寄贈された。同氏が長く高校教員をしていたことから、学校運営、学校教育、同和教育などに関する資料が多い。入手した資料を捨てずに保存する習慣があったようで、各種会議・研修会配布資料のほか、観光パンフレット、カタログなどに至るまで保存していた。したがって、誰もが保存価値を認めず捨ててしまつて、今日では他で見ることのできないような資料も保存されている可能性がある。蔵書も膨大で、地方の図書館では所蔵されていないような戦前左翼関係出版物も散見された。

村上氏の遺した資料は膨大であり、そのうちの何が文書館資料として受け入れるにふさわしいか選択を迫られた。村上氏個人あるいは一高校教員の足跡を示す史料としてみれば、いずれも有用であり、全量保存が望ましい。村上式文書館ならそれは必要でもあり、可能であろう。が、広島県立文書館にそれだけの許容スペースはないと判断した。

結局、選別方針として、資料に含まれている情報的価値に着目し、学校運営、学校教育、同和教育、教員組合などにかかわる資料及び県内関係の刊行物を受け

入れることにした。観光パンフレットについては、ブックケースに収納されていた古い時期のものを受け入れることとし、部屋のあちらこちらに山積みされていた海外旅行を含む最近のものについては、受け入れないこととした。^{*}観光案内を除く各種カタログ、教材、修学旅行生徒のレポート類、家庭生活関係は原則として割愛した。蔵書も県内関係の刊行物以外は、一部、竹原書院図書館が受け入れたほかは、古書店による流通に委ねることにした。結局、受け入れた分量は段ボール箱三七箱、二八八五点となった。

^{*}受入可否の分岐点は古さと整理状態が、選別を担当した私の心理に微妙な影響を与えたときか説明できない。古い物に価値を認めたがる性癖は否定できず、ダブルスタンダードとの批判も甘受せざるを得ない。

選別結果には反省と後悔がつきものである。文書館が受け入れた資料は、それぞれの学校、組合、団体が作成したもので、作成元においてもとも系統的に残されていることが期待されるものである。作成元の団体等に保存されているならば、個人の資料から収集する必要はほとんどなくなる（今回は団体等に残されている可能性が低い資料とみて受け入れることにした）。逆に、教材や修学旅行関係など、受け入れなかった資料こそむしろ村上資料ならではの「誰もが保存価値を認めず捨ててしまつて、今日では他で見ることのできないような資料」とし

での保存価値があるかもしれない。

村上氏の整理・保存方法は、野口悠紀雄氏の『超整理法』でも紹介されている、一連の資料を一括して角封筒に入れておくという方式である（無論、保存第一の村上氏のことだから「押し出しファイリング」^{*}は採用していない）。単純ではあるが、理にかなつており、資料保存が継続した秘訣でもあった。もつとも、すべての封筒に件名等のメモ書きが記されているわけではない。また、ファイリングミスもあるようで、全く無関係の資料が混在しているケースもある。いずれにせよ、村上氏宅における整理・保存の状態は、文書館での整理・目録作成においても尊重されなければならない。

^{*}作成または使用した文書を先頭に排架する。その結果、使用されない文書は末尾に押し出され、廃棄処分候補となる。

（安藤福平）



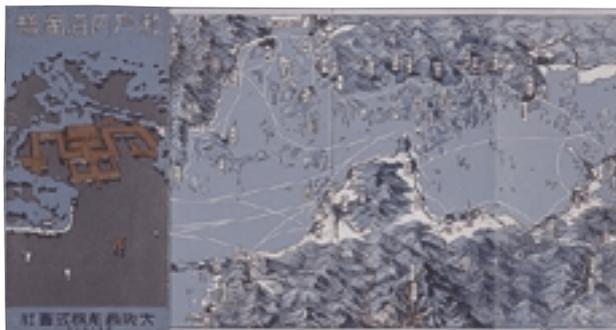
高等学校の文芸誌 昭和20年代



草創期の教員組合資料



同和教育関係資料



大阪商船の刊行パンフレット 昭和10年

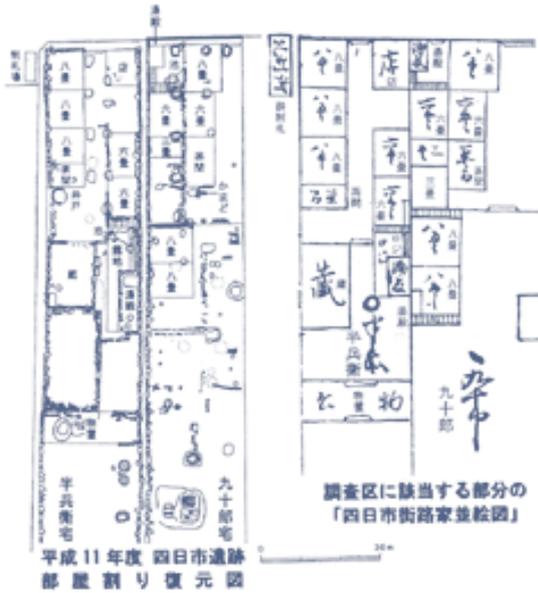
【閲覧室から】

絵図面との対話

西条四日市宿の発掘調査

中山 学

考古学は地中に埋蔵されている遺構や遺物をもって歴史・文化の復元を試みる学問である。土器や地中から姿を現した生活遺構といった考古資料にどれだけ肉薄できるかが、研究者の腕の見せどころといえる訳だが、往々にして彼らに多いのが文献資料の解読はさっぱりというものである。かくいう私も学生時代から地方文書の解読会に加わったり、県立文書館主催の古文書解読講座に参加してみたりとがんばってはみたが、やはり、辞書なしにはとても読めない口である。



そんな私が一九九九年春からほぼ一年、東広島市西条駅前に広がる西条四日市宿の中心部分、街道が屈曲し制札場が設けられていた〈枳形〉の東側の町家部分の発掘調査を担当することになった。

この西条四日市宿には部屋割りまで記された絵図面が複数存在することが知られており、私は絵図面と発掘調査の成果がどれだけの整合性を見せるかということに強い関心を抱いた。古文書の解読こそ不得手な私であるが、歴史研究に身を置く者として一度は文献資料と考古学が融合した仕事を経験してみたいと念じていた。

そのためにもまず、直ちにその絵図面に触れ、文字を読み解いてゆく必要があった。その「四日市街路家並絵図」は

県立文書館収蔵の資料（資料番号八〇一五五一九）で、市制施行以前に編纂された『西条町誌』にも掲載されているが、それは全体の複写であり、宿全体のイメージを掴むことは出来ても文字の解読は到底不可能な縮図であった。そこで文字が読める大きさまで拡大して複写することにした。長さ三・五mに及ぶその巻紙の絵図面は日頃スコップで土ばかりと格闘してい

る私には脆弱そのもので、腫れ物に触るかのような恐る恐るの複写となった。さらに露出計の不調で、ポラロイドのみで露出を確認するという、いちかバチかの複写であった。が、幸いなことに全カット解読に支障のない写りに仕上がっておりホッとしたことを覚えている。県立文書館の西村氏の御助力もいただき、撮影後三日ほどで発掘調査区に該当する箇所

の解読を終了した。読み解いてゆく私はこれまでにない新鮮な感動に包まれていったことをいまだに覚えている。それは〈八畳〉、〈六畳〉、〈三畳〉あるいは〈茶間〉といった極めて具体的な部屋割りや湯殿、蔵、物置、馬屋といった生活に欠かせない空間が丁寧に表記されていたからである。さらに医者とおぼしき人物の住まい、湯殿を三個所も擁する富豪の広大な邸宅、かと思えば部屋割りもなく四角い枳状に表記された貸家、いまなお現存している酒蔵などが絵図面からこの目に飛び込んで来た時、私は考古学では知りえない生活の息吹を強く感じ取った。そしてこれからその一部を自分が掘り出し、記録してゆくのか、と考えた時、責任感に気持ちに肅然となったことを昨日のことにように覚えている。

発掘調査は七月頃から近世の建物基礎が検出され始め、九月中頃には調査区に取まる形で絵図面に表記された半兵衛・九十郎宅の建物基礎がほぼ絵図面どおりに検出されたのである。半兵衛・九十郎宅の露地には底面に石を貼り付けた漆喰造りの小池が見つかり、それは可憐極まりなく、まるで池の周囲に植えられていたであろう庭木までもが幻影のように眼前に浮かび上がってきた。また池には渇水時に魚が逃げ込めるように大甕を据え付けた〈魚溜り〉が確認され、瀟洒な都市生活ぶりが窺えた。この遺構が早期に池と判断できたのもこの場所が絵図面で〈露地〉と表記されていたからであり、絵図面解読の成果が早速現れたと喜んだものである。このように絵図面は常に調査の方向性を示してくれた。その結果西条四日市宿の基本的な町割の詳細が明らかになり、同時に絵図面の正確さも立証されたという点で今回の調査の意義は大きく、県内はもとより全国的にも稀有ではないかと思っている。

一方で、半兵衛宅では街道に面した軒下で、雨水を貯め打ち水をするために掘え付けた埋甕が見つかったり、居室内に掘られた井戸の位置から八畳三間とそれに続く茶間の配置が確定されるなど、考古学ならではの調査成果も多数挙げられたのである。

このように全調査期間を通して従来から研究者の間でお題目のように唱えられている文献史学と考古学の協働の必要性を我が身をもって痛感した貴重な体験となった。

（東広島市教育委員会 文化課）

広島史料ネットの 史料レスキュー活動

芸予地震を機に結成された広島県歴史資料ネットワーク（広島史料ネット）では、ボランティアによる史料レスキュー活動を実施している。以下にその活動を紹介する。

【呉市仁方・相原家】

相原家は、賀茂郡白市の木原家の分家で、江戸時代末期から仁方塩田、酒造業を営んだ。二〇年ほど前までは「不二寿」という酒を醸造していた。「雨後の月」の相原酒造は、同家の分家にあたる。同家のつくりは規模も意匠も大変優れたものだが、先年の豪雨災害と今年の芸予地震により、至る所に雨漏りや壁の崩れた箇所があるうえ、以前より計画されていた道路工事のため、壮大な酒蔵群の大部分が近日中に解体されることとなった。そのため、資史料の緊急避難をする必要があることから今回の史料レスキューと



相原家史料レスキュー予備調査

なった。

予備調査を八月九日に実施し、九月九日、計一名がレスキュー活動に参加、解体予定の蔵から、文字史料と漆器類など古い生活用品を別の蔵へ移動した。移動した資料の活用は今後の課題だが、とりあえず、比較的良好な状態で保存することが可能となった。

【呉市阿賀・柳原家】

柳原家は江戸時代から代々村で医師をしており、医学関係資料などが残されてきた。今回の芸予地震の影響で家屋の一部を解体することになったため、資料の調査及び移動について柳原家より要請を受けた。

九月二十一日に事前調査を行い、十月七日、七名の参加で、屏風・襖・額・紙史料（講義ノートなど医学関係）を、解体されない蔵へ移動する作業を行った。

御当主は、資史料をしかるべき機関に寄贈して有効活用が図られるようにしたい、との意向であった。先々代・英氏はなをの学生時代の受講ノートなどの史料については、母校の京都大学文学書館に寄贈することが有益ではないか、との助言をした。また、蔵の中から新たに見つかった医学関係史料は、地域の史料として貴重なものであり、薬品・器具などの医学資料とともに、広大医学資料館に寄贈するのが最適ではないかと助言した。その後、レスキュー参加者の仲介で、近く両館が受領する手はずになっている。

収蔵文書展に さまざまな見学者

平成十三年度収蔵文書展「広島戦後の記録」が、十月二十二日から十二月二十七日まで特別展示室で開催された。今回は初めての行政文書展ということで注目され、マスコミでも大きくとりあげられた。展示室では、県庁OBの方が懐かしそうに展示資料に見入る姿も見られた。展示見学をきっかけに、写真や辞令などの資料を寄贈していただいたり、貴重な回想をしていたくことにもなった。

十一月二十八日には千田地区女性学級の一行二〇人が、十二月六日には吉島公民館のごとき大学の一人が見学に訪れ、担当者の説明に聞き入っていた。また、十二月八日に文書館講演会が開催され、展示担当の教野副主任研究員が「復興から高度成長期の広島とその記録と記憶」と題し講演した。



展示を見学する女性学級のメンバー

利用案内

■開館時間

*月～金曜日 9時～17時
*土曜日 9時～12時

■休館日

*日曜日、国民の祝日及び休日
*年末年始（12月28日～1月4日）

■交通

*JR広島駅よりバス（広島港行き）又は路面電車（紙屋町経由宇品行き）いずれも広電本社前下車約五〇〇m、広島県情報プラザ2F



広島県立文書館だより 第十九号

平成十四（二〇〇二）年一月十日発行

編集発行 広島県立文書館

広島市中区千田町三丁目七-四七

電話 〇八二-二四五-八四四四

FAX 〇八二-二四五-四五四一

印刷 日昇印刷株式会社